

ブリッジ Bridge 1月号

トレンドニュース(令和5年11月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.26倍(前月比▲0.03P)

「現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きに弱さが見られる。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,415人と前年同月比7.3%増加。

新規求職申込件数:1,427人と前年同月比9.1%減少。

⇒新規求人は増加に転じ、新規求職者は14か月連続で減少、人材確保は厳しい状況が続いています。

応募者確保に向けて、求人条件を見直してみませんか?

～ 年始無災害 ～

年始は慌ただしい中での機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて安全・健康への思いを新たにし、安全対策の徹底を図り冬型の労働災害を防止しましょう。

目次

《お知らせ情報》

- ◆2024年4月から労働条件明示のルールが変わります
- ◆年収の壁・支援強化パッケージ
- ◆みんなの安全を、みんなで守り合う。SAFEコンソーシアム
- ◆障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆大阪労働局労働基準部公式X(旧Twitter)を開設しました!
- ◆初めての外国人雇用セミナー
- ◆副業人材を雇用することにより、社内の課題を解決してみませんか?

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年11月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 10,415人 (前年同月比 : +7.3 P)
- 新規求職申込件数 : 1,427人 (前年同月比 : ▲9.1 P)
- 新規求人倍率 : 7.3倍 (前年同月比 : +1.12 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比7.3%と、増加に転じた。

(単位:人、%)

産 業 計	4年		5年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
産 業 計	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲3.1	10,992 16.6	10,472 7.8	9,840 ▲9.5	10,415 7.3
建設業	799 ▲17.6	554 ▲29.1	462 ▲28.0	800 ▲10.7	574 ▲26.3	464 ▲17.7	705 ▲15.2	599 ▲25.6	374 ▲40.6	660 ▲18.2	542 ▲25.3	309 ▲45.8	569 ▲28.8
製造業	639 ▲4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7	745 15.1	741 ▲12.2	714 ▲11.1	716 12.1
情報通信業	923 1.2	623 ▲30.1	680 ▲20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲11.9	717 ▲17.2	661 ▲6.6	641 ▲13.7	703 ▲28.6	535 ▲31.1	708 ▲4.7	772 ▲16.4
運輸業、郵便業	222 49.0	542 120.3	987 ▲23.1	202 ▲41.6	339 7.3	1,031 ▲11.8	490 33.9	383 ▲4.3	874 ▲18.4	375 42.0	376 ▲18.4	896 ▲13.2	310 39.6
卸売業、小売業	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9	1,308 30.8	1,131 2.7	1,087 9.9	1,066 ▲4.5
学術研究、専門・技術サービス業	574 5.7	630 8.2	591 ▲6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲4.2	587 7.3	657 18.6	705 3.7	528 ▲8.0
宿泊業、飲食サービス業	636 ▲11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲4.1	1,597 13.3	683 ▲11.8	767 43.9	1,271 ▲7.0	1,621 161.0	786 78.6	997 ▲37.5	1,560 145.3
生活関連サービス業、娯楽業	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4	141 2.9	197 ▲7.1	121 ▲28.8	163 59.8
教育、学習支援業	91 ▲28.9	124 ▲44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲40.1	83 ▲17.8	79 ▲25.5	171 ▲6.0	137 50.5	118 5.4	103 ▲14.2	185 120.2	103 13.2
医療、福祉	2,361 ▲3.7	1,949 ▲7.2	2,181 15.3	2,347 ▲1.6	2,011 ▲11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲7.9	1,822 0.6	2,423 12.3	2,285 11.0	1,881 ▲9.6	2,465 4.4
サービス業(他に分類されないもの)	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲2.4	1,669 ▲2.2	1,518 ▲0.1	1,835 13.8	1,578 ▲14.5	1,554 2.8	1,513 ▲7.9

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は14か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は2か月連続の増加となった。

(単位:件、%)

全 数	4年		5年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新規求職申込件数	1,570 ▲9.5	1,427 ▲8.5	1,842 ▲12.0	1,961 ▲2.7	1,962 ▲15.1	2,260 ▲7.3	1,865 ▲5.7	1,716 ▲10.9	1,571 ▲6.6	1,665 ▲9.3	1,620 ▲11.7	1,673 ▲10.4	1,427 ▲9.1
在職者	333 ▲15.7	302 ▲15.6	407 ▲31.6	581 ▲5.8	488 ▲26.7	341 ▲11.0	336 ▲8.4	346 ▲9.9	278 ▲3.5	336 ▲8.4	311 ▲15.0	262 ▲32.1	261 ▲21.6
離職者	1,090 ▲5.3	1,011 ▲3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲6.1	1,666 ▲10.7	1,346 ▲5.7	1,223 ▲11.1	1,163 ▲8.2	1,167 ▲11.1	1,171 ▲9.8	1,254 ▲6.5	1,033 ▲5.2
事業主都合離職者	258 ▲15.1	304 9.4	335 ▲2.6	310 0.6	353 ▲6.1	467 ▲21.2	346 ▲11.3	315 ▲4.8	293 ▲6.1	259 ▲19.6	271 ▲14.8	330 5.8	295 14.3
自己都合離職者	754 0.1	633 ▲9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲2.6	1,062 ▲4.6	896 ▲3.6	824 ▲13.7	801 ▲8.9	836 ▲7.1	839 ▲5.2	845 ▲9.2	661 ▲12.3
無業者	140 ▲22.7	108 ▲25.0	125 ▲41.6	138 ▲32.0	150 ▲33.0	247 39.5	173 ▲1.1	142 ▲11.8	127 5.0	156 7.6	132 ▲20.0	153 15.9	128 ▲8.6

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含む季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男女とも「24歳以下」の年齢層で増加に転じた。

(単位:件、%)

令和5年11月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,427	▲ 8.7	614	▲ 14.1	802	▲ 5.2
24歳以下	112	15.5	49	36.1	62	3.3
25～34歳	293	▲ 10.7	103	▲ 27.5	190	2.2
35～44歳	235	▲ 17.3	99	▲ 22.0	136	▲ 13.4
45～54歳	315	▲ 5.7	124	5.1	190	▲ 12.0
55歳以上	467	▲ 10.2	239	▲ 18.2	224	▲ 1.3

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

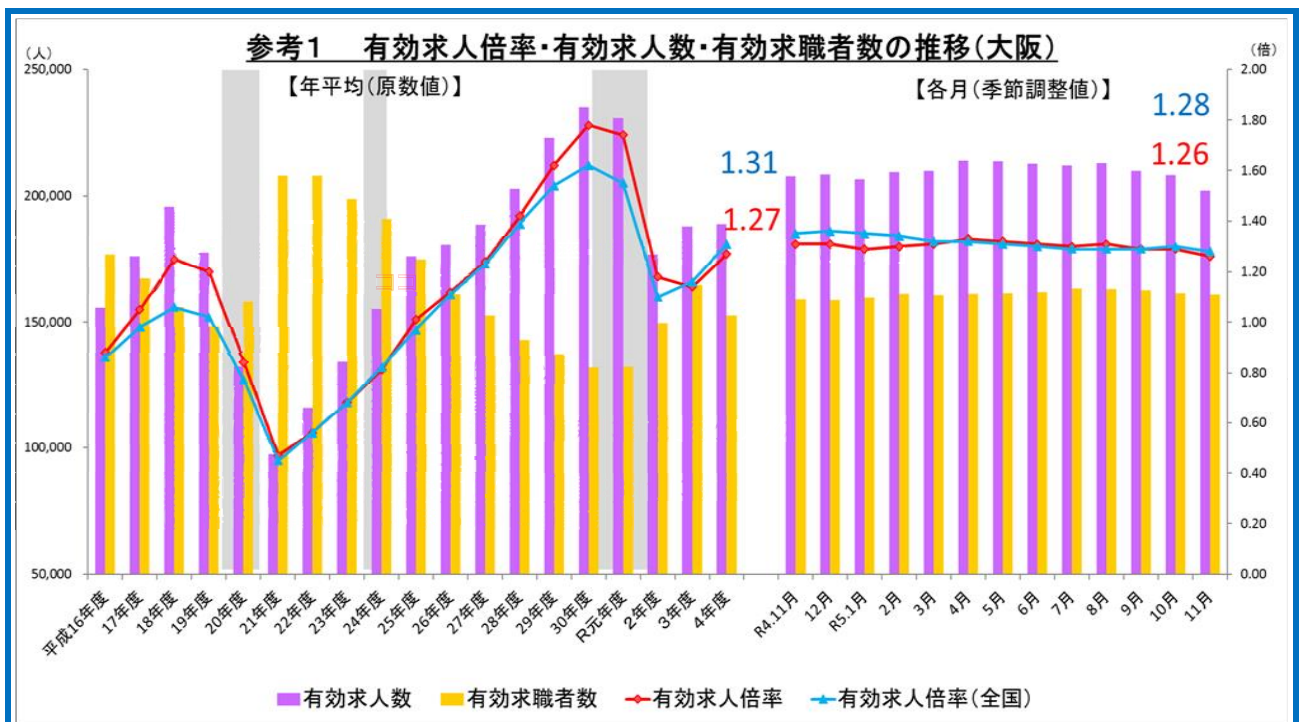
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年		5年		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	11月	12月	1月											
就職件数	355	351	298	378	591	439	426	429	401	356	391	403	379	
	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9	11.4	6.8	1.4	2.8	▲ 1.1	▲ 0.8	7.8	6.8	

- (注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

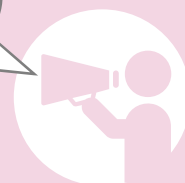
※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

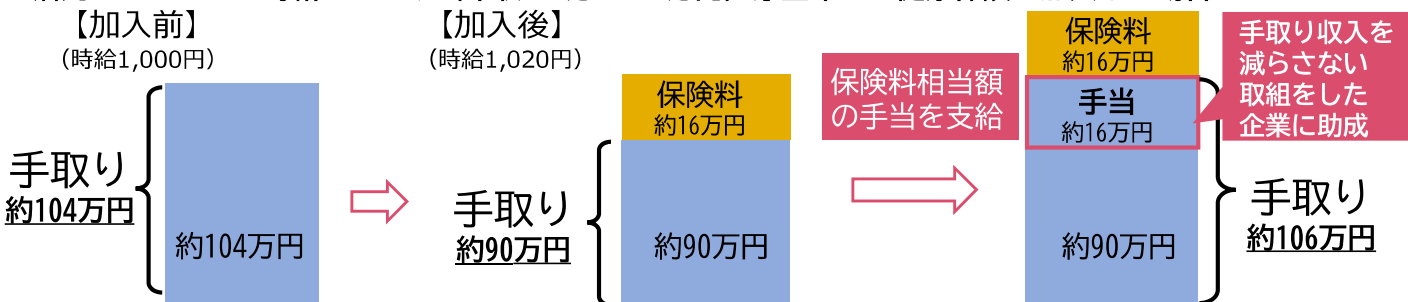
※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

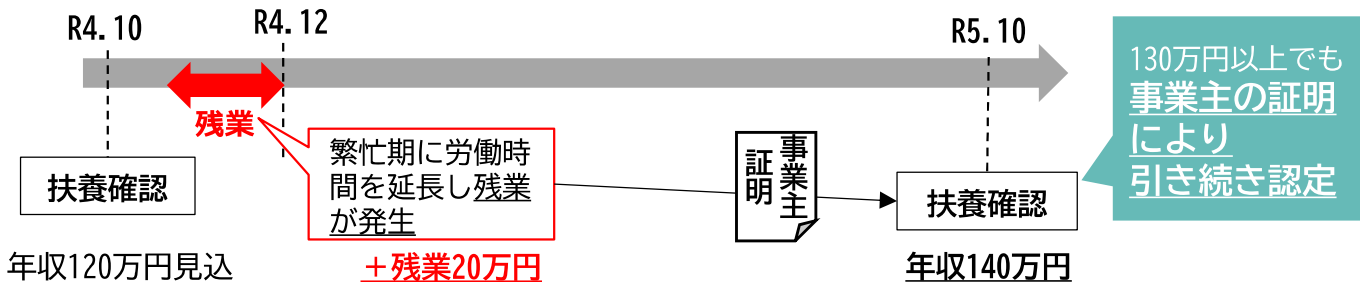


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE


コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる
職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト 



「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

大阪労働局労働基準部

公式X(旧Twitter)



を開設しました!



← 大阪労働局労働基準部



～誰もが安心して働き
活躍できる元気な大阪～



大阪労働局労働基準部

@oosaka_roudouk

大阪労働局労働基準部の公式アカウントです。
労働基準関係法令の情報をお届けします。



Xから

大阪 労働基準部



で検索、もしくは
こちらの二次元コードから
ご確認ください!



初めての外国人雇用セミナー

オンライン開催！Zoomで参加！

- 毎月1回開催（開催日はお電話、ホームページでご確認ください）
- 時間 14:00～15:00（Zoom接続は13:45から可）
- 対象 外国人の雇用実績がない事業所様など
- 定員 先着20名（要予約、1社2名まで）

セミナー概要

グローバル人材活用のための知識と理解

1. 外国人を雇用するにはどうすればよいの？
2. 採用のポイントは？
3. 在留資格って何？
4. 日本人の雇用との違いは？

など、外国人人材雇用の基礎理解を深め、外国人労働者を適切かつ効果的に受け入れて頂くためのセミナーです。

セミナー参加方法

- お申し込みはお電話でお願いします。
※申込期限：開催日の前々日に締切（定員に達した場合にはその時点で締切ります）。
- スマートフォンまたはタブレットからZoomを使用する場合には、アプリをインストールしセミナー当日はアプリから参加してください。パソコンでWebブラウザからZoomに参加する場合（URL：<https://zoom.us>）はインストール不要です。
- いずれの端末を使用する場合でも、Zoomのアカウント登録は不要です。
- 申込受付後、セミナー参加に必要となる「ID」・「パスワード」及び参加方法をご案内します。

注意事項

- 「Webセミナー利用規約（事業所用）」に同意していることが必要です（大阪外国人雇用サービスセンターのホームページに掲載しています。下記2次元バーコードからもご確認いただけます）。
- ネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。
- 録音や録画は一切禁止します。

【お申込み・お問合せ先】

ハローワーク梅田
大阪外国人雇用サービスセンター
大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16F
TEL：06-7709-9465
URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>

ホームページは
こちら



Webセミナー
利用規約はこちら



副業人材を 雇用することにより、 社内の課題を解決してみませんか？

産業雇用安定センターは、労働者の職業選択の幅を広げ、
多様なキャリア形成を支援する観点から、「**ビジネス人材雇用型副業情報提供事業**」に取り組んでいます。



ビジネス人材 雇用型副業とは？

企業に在職している労働者が自身の技術・知識・経験の活用やキャリアアップ等を目的として副業を希望する場合に、
副業人材として雇用することをお考えの企業の求人情報を提供します。

人材で悩んでいませんか？

求人を出しても
なかなか
採用できない

必要な
スキルを持った
人材がない

急な
新規の大量受注に
困っている

特定の分野に
強い人材が
欲しい

社員の
能力開発を
してもらいたい

生産性の
向上に
つなげたい

そんな貴社に!!!

メリット

人材の確保

社内での
新規事業創出や
イノベーション促進

社外からの
客観的な
視点の確保

自社で活用できる
他業種の
知見・スキルの習得

他業種の
ノウハウを活かした
生産性向上

相談・利用は
無料!

副業人材の雇用をお考えの場合は以下のお問合せ先まで



06-6947-7663

受付時間
平日 9:00~17:00

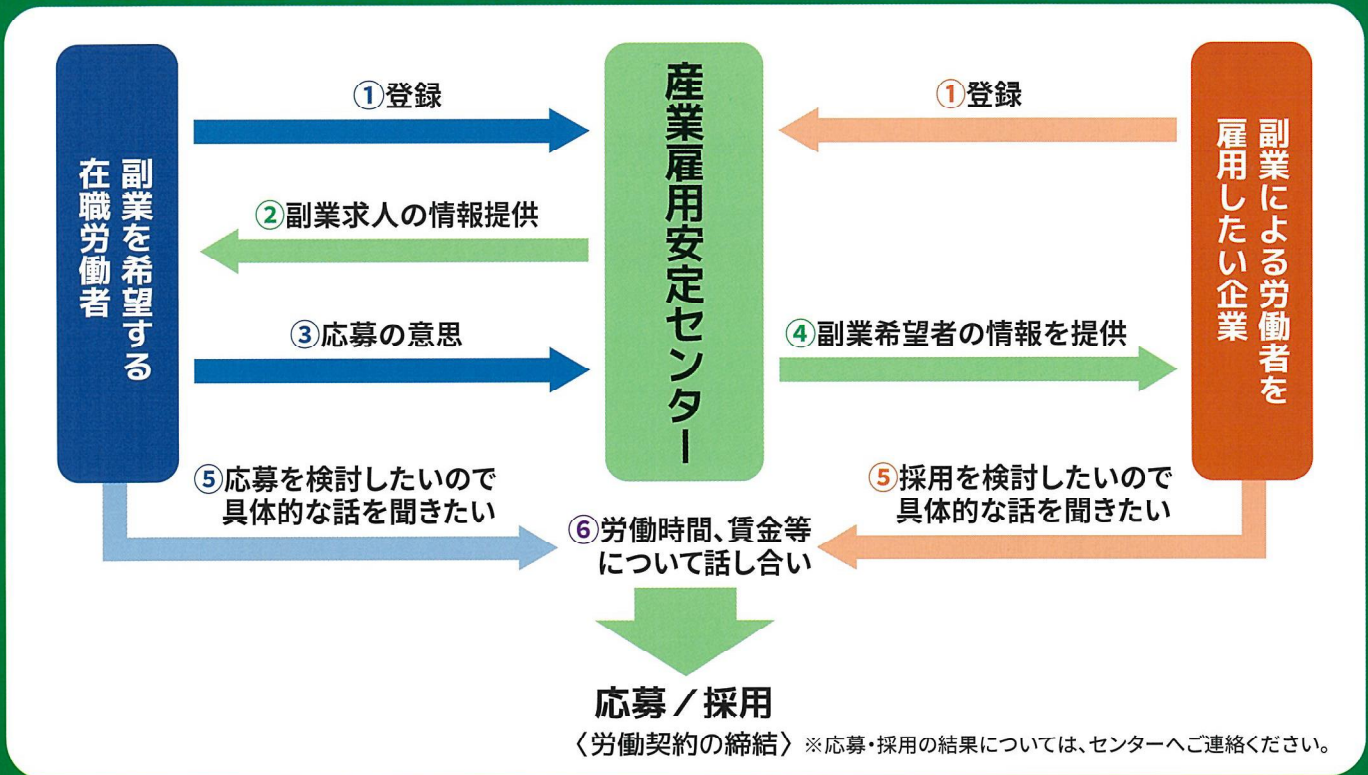


<https://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用



ビジネス人材雇用型副業情報提供のプロセス



ビジネス人材雇用型副業にあたって

- センターは、雇用されている在職労働者が、他の企業でも雇用された上で副業として働くことを希望する場合に、副業求人企業の情報を提供します。
- また、センターは、副業求人企業に対して、副業を希望する在職労働者の情報をご本人の希望により提供します。
- 副業を希望する在職労働者から、副業求人企業に直接、応募や問い合わせがありますのでご注意ください。
- 具体的な労働時間、賃金、社会保険等の取扱いについては、副業を希望する在職労働者と副業求人企業との間で、直接ご相談していただくこととなります。
- 副業として雇用する場合には、新たに労働契約を締結する必要があります。
- 副業労働者の労働時間管理は、現在就業中の企業の労働時間と、副業として雇用する企業での労働時間を通算して管理する必要があります。
- 適切な労働時間管理を行うに当たっては、以下の厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等をご参照ください。

厚生労働省による副業・兼業の労働時間管理等の資料は
こちらをご参照ください。

副業・兼業 厚生労働省



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



- ✓ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
 - ✓ 『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット(わかりやすい解説)』
 - ✓ 「副業・兼業の場合における簡便な労働時間管理のポイント」(労使双方の負担を軽減する「管理モデル」)
 - ✓ 「副業・兼業における労働時間の通算について」(簡便な労働時間管理の方法「管理モデル」)
- などが掲載されています。

フルタイムの求人求職賃金情報 2023年11月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	17,018	7,597	2.24	242	226	298
管理的職業	72	20	3.60	400	259	338
専門的・技術的職業	5,032	1,259	4.00	263	251	362
開発技術者	254	31	8.19	273	226	372
製造技術者	175	75	2.33	260	250	362
建築・土木・測量技術者	1,111	56	19.84	288	293	477
情報処理・通信技術者	1,383	243	5.69	281	244	410
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	57	16	3.56	850	336	420
保健師、助産師、看護師	446	156	2.86	296	262	311
医療技術者	192	48	4.00	246	254	320
その他の保健医療の職業	151	53	2.85	213	215	269
社会福祉の専門的職業	821	154	5.33	231	232	276
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	110	221	0.50	213	223	293
事務的職業	1,953	2,443	0.80	230	203	251
一般事務の職業	1,097	1,978	0.55	228	204	253
会計事務の職業	325	202	1.61	237	194	229
営業・販売関連事務の職業	316	139	2.27	247	209	266
販売の職業	3,070	554	5.54	265	218	287
商品販売の職業	1,006	160	6.29	215	200	258
販売類似の職業	316	16	19.75	258	238	301
営業の職業	1,748	378	4.62	286	231	309
サービスの職業	2,520	534	4.72	236	217	251
介護サービスの職業	1,036	136	7.62	208	220	244
保健医療サービスの職業	102	18	5.67	215	189	212
生活衛生サービスの職業	77	76	1.01	201	212	235
飲食物調理の職業	541	113	4.79	259	224	292
接客・給仕の職業	527	100	5.27	255	223	266
居住施設・ビル等の管理の職業	114	43	2.65	195	188	201
保安の職業	484	31	15.61	200	197	216
生産工程の職業	859	314	2.74	227	219	304
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	167	56	2.98	198	217	293
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	268	97	2.76	222	209	277
輸送・機械運転の職業	840	130	6.46	281	227	270
自動車運転の職業	666	92	7.24	275	235	276
建設・採掘の職業	469	50	9.38	264	245	386
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	193	21	9.19	275	260	446
電気工事の職業	130	19	6.84	243	220	334
運搬・清掃等の職業	1,699	608	2.79	211	199	223
運搬の職業	1,463	146	10.02	228	199	235
清掃の職業	167	86	1.94	153	199	212
IT関連職業合計	1,722	340	5.06	280	241	398
福祉関連職業合計	2,211	385	5.74	254	238	277
(うち介護関係)	1,617	199	8.13	211	229	262

2023年11月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	118,944	98,741	1.20	237	228	301
管理的職業	432	360	1.20	333	295	378
専門的・技術的職業	32,482	16,141	2.01	254	246	340
開発技術者	1,299	538	2.41	292	232	390
製造技術者	1,087	1,196	0.91	240	233	353
建築・土木・測量技術者	4,063	687	5.91	309	273	442
情報処理・通信技術者	7,584	2,966	2.56	257	252	442
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	403	179	2.25	423	328	439
保健師、助産師、看護師	4,434	1,949	2.28	275	262	312
医療技術者	1,910	688	2.78	270	249	301
社会福祉の専門的職業	7,105	2,056	3.46	219	235	272
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	481	2,563	0.19	231	215	284
事務的職業	10,734	27,602	0.39	223	205	256
一般事務の職業	6,392	22,072	0.29	219	201	247
会計事務の職業	1,228	2,303	0.53	240	212	271
営業・販売関連事務の職業	1,641	1,727	0.95	233	206	258
販売の職業	12,474	6,288	1.98	262	224	305
商品販売の職業	4,902	2,357	2.08	216	212	282
営業の職業	7,002	3,802	1.84	284	231	316
サービスの職業	23,445	7,495	3.13	223	224	270
介護サービスの職業	9,100	2,667	3.41	214	215	246
保健医療サービスの職業	1,092	324	3.37	213	190	217
生活衛生サービスの職業	3,271	836	3.91	219	258	326
飲食物調理の職業	5,913	1,517	3.90	246	229	293
接客・給仕の職業	2,621	1,100	2.38	234	230	289
居住施設・ビル等の管理の職業	470	423	1.11	200	198	214
保安の職業	3,664	564	6.50	186	194	212
生産工程の職業	9,560	5,078	1.88	232	213	298
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	2,676	1,108	2.42	235	212	297
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,287	1,316	1.74	225	207	273
機械組立の職業	799	597	1.34	208	211	300
機械整備・修理の職業	1,862	484	3.85	272	219	318
生産関連・生産類似の職業	987	1,031	0.96	235	222	332
輸送・機械運転の職業	9,308	2,942	3.16	262	240	299
自動車運転の職業	7,111	2,010	3.54	270	246	305
建設・採掘の職業	9,391	1,058	8.88	277	236	364
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,689	376	7.15	281	232	366
電気工事の職業	1,507	371	4.06	272	231	355
運搬・清掃等の職業	7,147	9,390	0.76	214	208	251
運搬の職業	4,409	2,750	1.60	230	212	258
清掃の職業	1,104	1,275	0.87	189	200	236
IT関連職業合計	9,525	4,209	2.26	251	246	421
福祉関連職業合計	20,036	5,904	3.39	240	236	274
(うち介護関係)	14,115	3,529	4.00	216	227	261

パートタイムの求人求職賃金情報

2023年11月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,217	4,035	2.53	1,170	1,161	~ 1,240
専門的・技術的職業	1,255	446	2.81	1,459	1,491	~ 1,680
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	36	29	1.24	1,925	2,075	~ 2,513
保健師、助産師、看護師	423	106	3.99	1,706	1,645	~ 1,810
社会福祉の専門的職業	346	99	3.49	1,144	1,232	~ 1,322
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	68	44	1.55	1,556	1,094	~ 1,375
その他の専門的職業	196	64	3.06	1,217	1,734	~ 1,922
事務的職業	1,108	989	1.12	1,137	1,169	~ 1,264
一般事務の職業	591	836	0.71	1,129	1,147	~ 1,268
会計事務の職業	235	53	4.43	1,193	1,202	~ 1,260
営業・販売関連事務の職業	74	23	3.22	1,236	1,218	~ 1,368
販売の職業	697	132	5.28	1,067	1,064	~ 1,135
商品販売の職業	658	110	5.98	1,068	1,064	~ 1,136
営業の職業	37	20	1.85	1,064	1,104	~ 1,104
サービスの職業	4,533	356	12.73	1,116	1,118	~ 1,179
介護サービスの職業	1,301	88	14.78	1,114	1,234	~ 1,375
保健医療サービスの職業	58	16	3.63	1,064	1,131	~ 1,228
生活衛生サービスの職業	34	35	0.97	1,112	1,085	~ 1,353
飲食物調理の職業	1,478	84	17.60	1,085	1,066	~ 1,094
接客・給仕の職業	1,094	59	18.54	1,221	1,066	~ 1,085
居住施設・ビル等の管理の職業	281	39	7.21	1,077	1,090	~ 1,102
保安の職業	252	22	11.45	1,341	1,101	~ 1,180
生産工程の職業	314	61	5.15	1,076	1,162	~ 1,353
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	16	6	2.67	1,064	1,180	~ 1,525
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	229	29	7.90	1,082	1,140	~ 1,270
輸送・機械運転の職業	196	45	4.36	1,073	1,128	~ 1,152
自動車運転の職業	173	37	4.68	1,073	1,140	~ 1,155
建設・採掘の職業	19	6	3.17	1,064	1,433	~ 1,733
運搬・清掃・包装等の職業	1,822	786	2.32	1,068	1,095	~ 1,116
運搬の職業	217	53	4.09	1,073	1,135	~ 1,258
清掃の職業	1,298	166	7.82	1,081	1,094	~ 1,105
その他の運搬・清掃・包装等の職業	178	550	0.32	1,064	1,064	~ 1,081
IT関連職業合計	137	78	1.76	1,256	1,090	~ 1,180
福祉関連職業合計	1,992	237	8.41	1,430	1,341	~ 1,493
(うち介護関係)	1,507	119	12.66	1,122	1,237	~ 1,368

注)

1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。

2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。

4 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。

5 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。

6 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技術士です。

7 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。

8 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。

9 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。

「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。

「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門的職業、ホームヘルパー、家事の介助等です。

2023年11月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	71,351	60,755	1.17	1,145	1,179	1,281
専門的・技術的職業	10,647	6,203	1.72	1,425	1,481	1,683
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	291	229	1.27	2,023	2,242	2,640
保健師、助産師、看護師	3,053	1,594	1.92	1,615	1,677	1,872
医療技術者	984	317	3.10	1,636	1,805	2,082
その他の保健医療の職業	446	292	1.53	1,180	1,270	1,441
社会福祉の専門的職業	4,127	1,465	2.82	1,176	1,227	1,351
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	352	562	0.63	1,230	1,135	1,507
事務的職業	6,898	12,883	0.54	1,134	1,134	1,241
一般事務の職業	4,684	10,901	0.43	1,137	1,127	1,230
会計事務の職業	602	700	0.86	1,113	1,182	1,319
生産関連事務の職業	481	270	1.78	1,089	1,093	1,185
営業・販売関連事務の職業	342	361	0.95	1,146	1,138	1,256
販売の職業	3,456	2,269	1.52	1,103	1,097	1,221
商品販売の職業	3,273	1,957	1.67	1,090	1,091	1,203
営業の職業	124	275	0.45	1,193	1,151	1,431
サービスの職業	29,576	6,131	4.82	1,116	1,127	1,216
介護サービスの職業	10,992	1,757	6.26	1,157	1,214	1,365
保健医療サービスの職業	956	231	4.14	1,114	1,118	1,197
生活衛生サービスの職業	1,121	419	2.68	1,141	1,064	1,254
飲食物調理の職業	10,953	1,668	6.57	1,084	1,073	1,107
接客・給仕の職業	3,211	876	3.67	1,113	1,087	1,143
居住施設・ビル等の管理の職業	850	531	1.60	1,104	1,084	1,094
その他のサービスの職業	1,305	619	2.11	1,114	1,123	1,212
保安の職業	2,668	403	6.62	1,073	1,097	1,169
生産工程の職業	2,640	1,347	1.96	1,107	1,120	1,233
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	231	190	1.22	1,080	1,154	1,272
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,633	634	2.58	1,093	1,104	1,198
輸送・機械運転の職業	2,471	920	2.69	1,115	1,148	1,204
自動車運転の職業	2,198	711	3.09	1,108	1,145	1,200
建設・採掘の職業	243	146	1.66	1,165	1,426	1,872
運搬・清掃等の職業	12,566	13,382	0.94	1,063	1,092	1,127
運搬の職業	1,639	1,079	1.52	1,090	1,145	1,273
清掃の職業	6,951	2,993	2.32	1,064	1,086	1,106
包装の職業	710	371	1.91	1,066	1,077	1,119
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,266	8,939	0.37	1,064	1,087	1,125
IT関連職業合計	684	949	0.72	1,219	1,132	1,336
福祉関連職業合計	17,008	4,030	4.22	1,386	1,350	1,515
(うち介護関係)	13,275	2,256	5.88	1,169	1,219	1,367

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年11月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	3	0	30	1	TOEIC(600点～)	232	24	48	5
第三種電気主任技術者	78	5	158	31	日本語検定1級	205	24	7	5
1級電気工事施工管理技士	37	2	49	14	日本語検定3級	112	3	0	0
2級電気工事施工管理技士	20	1	73	17	日商簿記1級	124	5	16	1
一級建築士	90	6	295	63	日商簿記2級	1,749	155	324	48
二級建築士	148	18	283	45	日商簿記3級	1,950	174	358	62
1級建築施工管理技士	71	5	336	43	簿記能力検定(全経2級)	98	11	12	4
2級建築施工管理技士	66	5	279	41	運行管理者(貨物)	203	8	38	3
1級土木施工管理技士	103	4	553	162	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	92	7	31	0
2級土木施工管理技士	76	4	537	163	医療事務資格	274	31	86	11
1級造園施工管理技士	8	0	55	0	登録販売者(一般医薬品)	236	15	109	0
薬剤師	262	31	484	51	理容師	45	2	1,658	2
保健師	174	14	193	21	美容師	566	52	1,613	16
助産師	66	6	41	5	ネイリスト技能検定試験2級	45	4	13	0
看護師	1,867	158	4,962	601	ネイリスト技能検定試験3級	55	4	11	0
准看護師	430	28	2,574	381	調理師	1,280	101	3,002	437
臨床検査技師	110	13	128	29	警備員検定試験(1級)	0	0	15	0
理学療法士	112	8	859	95	警備員検定試験(2級)	6	0	21	1
作業療法士	60	2	764	94	大型自動車免許	1,128	37	1,346	31
歯科技工士	64	5	52	8	大型自動車第二種免許	387	19	562	9
歯科衛生士	228	28	488	45	普通自動車免許	32,288	1,998	3,422	240
診療放射線技師	55	0	73	10	普通自動車第二種免許	436	32	2,150	275
言語聴覚士	35	5	336	40	大型特殊自動車免許	201	11	70	2
管理栄養士	320	25	800	56	自動二輪車免許	950	46	196	13
栄養士	486	31	1,565	76	原動機付自転車免許	362	10	1,023	424
あん摩マッサージ指圧師	16	1	310	65	牽引免許	301	15	356	0
はり師	72	4	316	53	フォークリフト運転技能者	3,458	153	2,572	254
きゅう師	64	3	246	31	中型自動車免許	408	12	2,033	132
柔道整復師	90	7	350	52	中型自動車第二種免許	36	1	184	0
臨床心理士	35	2	106	44	8トン限定中型自動車免許	440	16	940	43
社会福祉士	247	26	1,161	176	危険物取扱者(乙種)	944	57	313	39
介護福祉士	1,698	88	8,216	655	危険物取扱者(丙種)	97	9	86	0
保育士	1,605	95	3,454	381	溶接技能者	14	1	29	0
ホームヘルパー1級	53	6	474	86	ガス溶接技能者	316	13	137	0
ホームヘルパー2級	1,409	69	5,499	446	アーク溶接技能者(基本級)	157	12	104	3
精神保健福祉士	75	10	483	86	二級自動車整備士	82	6	157	7
介護支援専門員(ケアマネージャー)	379	25	1,364	110	三級自動車整備士	66	6	168	6
介護職員基礎研修修了者	39	3	329	32	自動車検査員	30	0	39	4
福祉用具専門相談員	100	7	64	8	2級ボイラー技士	162	9	83	41
介護職員初任者研修修了者	1,006	74	10,289	1,038	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	110	3	69	2
介護職員実務者研修修了者	364	22	4,530	383	移動式クレーン運転士	187	5	107	2
税理士	21	3	33	6	小型移動式クレーン運転技能者	221	7	94	2
社会保険労務士	110	6	69	23	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	28	1	28	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,219	74	1,130	35	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	108	4	171	3
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	335	21	554	133	玉掛技能者	1,194	40	771	20
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	553	31	200	81	第一種電気工事士	164	5	321	17
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	766	76	497	103	第二種電気工事士	697	43	1,038	116
管理業務主任者	83	4	27	13	足場の組立て等作業主任者	50	1	143	2
実用英語技能検定2級	669	57	66	1	1級管工事施工管理技士	31	2	67	11
TOEIC(730点～)	460	44	25	5	2級管工事施工管理技士	33	1	100	6